

日本共産党高島市会議員団

法は学校給食調理の 民営化を 想定しない



森脇 徹 議員

問 ①学校給食実施を義務づけた学校給食法、学校給食施行令等、実施基準がある。法を遵守すれば、全工程を市教委の直接の責任で給食を実施する義務がある。調理工程を民間業者に委託できる根拠は何か、市の責任は果たせるのか。

答 ②調理工程が教育の一環だからこそ、給食目的に必要な献立や企画に、保護者代表、教師、栄養職員等から構成される学校給食検討委員会と献立作成委員会で決定実行される。給食調理業務を第三者に委託しての献立作成と実行がありえるのか。

答 教育長
市の責任で運営の合理化を図ります

①学校給食法は、学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとして、実施については努力義務であります。また、調理業務等を直接的に全工程において実施するなど、具体的な運営については法律上の規定はありません。学校給食の一部民間委託については、国の運営の合理化基準に基づき、すべて市の責任において行います。

②一部民間委託後においても、これまで通り給食献立検討会や給食主任者会を開催し、安

問 スタジアム、管理者にも知らせず1千2百万円上乗せ

答 教育長
今津総合運動公園管理料で、指定管理者も承知しないスタジアム補修企画向上費が1千2百万円上乗せされ、5千4百万円の予算だ。不自然ではないか。

管理料1千2百万円につきましては、スポーツイベントの誘致開催等スポーツリズムに



今津スタジアム

問 公民館管理の業者委託で本来の役割が果たせるのか

答 教育長
①公民館の運営管理を民間委託する予算案では、人権を守る活動をする社会教育機関本来の理念と役割が後退することにならないか。

②公民館運営審議会が18年の諮問に対し「地域に根ざした積極的な活動拠点にすべき。その点で指定管理は慎重な検討を」と答申したことをどう受け止めているのか。

③新旭など公民館と図書館の複合施設多い。公民館を民営化して、市立図書館6館の市直営運営が遵守できるのか。



安曇川図書館

答 教育長
公民館・図書館の有効な管理・運営をめざします

①社会教育法等の関連法令の遵守と、本来の指導により、本来の社会教育の理念・役割の後退にはつながらないと考えます。

②答申を尊重し各事業に生かしていますが、職員配置等の状況変化や施設見直しから、指定管理者制度の導入により民間活力の有効活用を検討しています。

問 13市で一番低い高島市民所得に寄り添った予算か

答 市長
市内で貧困と格差の拡大、低賃金層が増大だ。市民の勤労、生産事業、暮らしの実際に寄り添った施政方針と予算が。市税や使用料・負担金などの市民負担軽減で格差縮小につながる施策はあるのか。

答 市長
セーフティネットとなるよう心がけます

妊婦健診費助成や保育料の軽減は県内有数の水準であり、私道除雪補助など他市に先駆けているものもあります。真に支援が必要な市民には、今冬の緊急福祉灯油助成や高齢世帯雪下し支援の例により、迅速かつ心情に寄り添った対応を心がけます。

高島公明会

薬害C型肝炎の被害者一律救済について

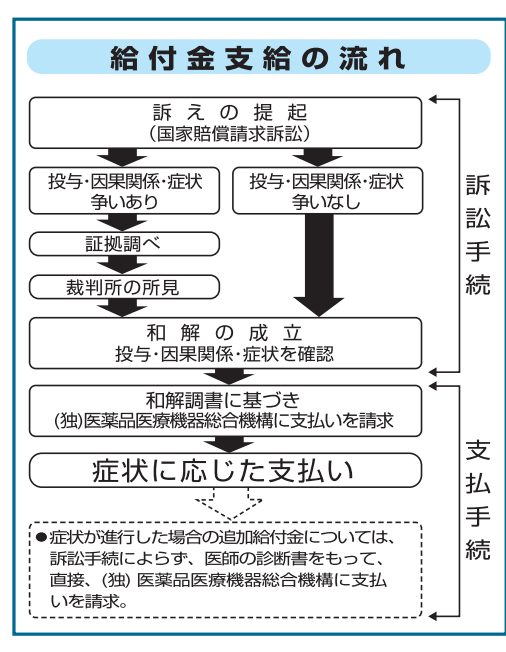


小島 洋祐 議員

問 この法律は、出産や手術の際に肝炎ウイルスに汚染された血液製剤を投与されC型肝炎に感染した被害者や相続人に対し、症状に応じて給付金を支払うことなどが柱だ。具体的には国と製薬会社が拠出する基金を設ける場合、肝臓死亡の場合は4千万円、慢性C型肝炎患者には2千万円

③未発症の感染者には1千2百万円が支払われる。給付金の請求期間は、原則5年間。薬害肝炎訴訟の原告らが強く求めていた国の責任については、法律の前文で「政府は感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その

被害拡大を防止し得なかつたことについての責任を認め、心からお詫びするべきである」と説明している。この法律で救済の対象となるのは、「ファイブリノゲン製剤」4種と「第九因子製剤」4種の計8種の血液製剤のいずれかを投与されたこと



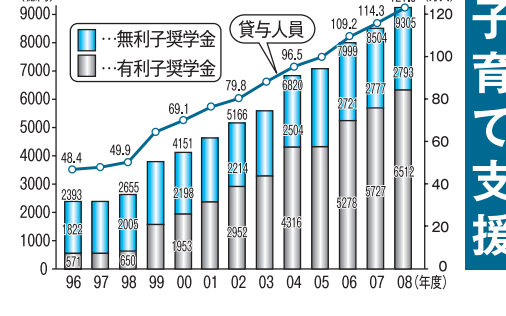
答 市長
①血液製剤は適切に使用されれば人命を救うために不可欠な薬であります。しかし不幸にも、ファイブリノゲン製剤によりC型肝炎ウイ

ルスに感染された市民の方々が、日々、不安を抱えながら生活を営んでいるという困難な状況を思うと、人道的な観点から早急に感染者の方々への投与の時期を問わず一律に救済されなければならぬと考えられています。

たいと考えています。

④病院では、滋賀県のC型肝炎検査協力医療

答 教育長
奨学金制度の周知に努めます



②感染被害者やその遺族の方々には、長期にわたり肉体的、精神的苦痛を強いられ、二度とこのようなことが起きないように製品の安全性の確保について最善の努力をつくす責任を、各分野で自覚して再発の防止に努めていかなければなりません。

問 受験生を応援する奨学金制度について

第2種奨学金 (有利子)	
区分	貸与月額 (自由選択)
大学・短期大学・高等専門学校 (4・5年生)・専修学校専門課程	3、5、8、10、12万円から選択
私立大学の医・歯学部課程	12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学の薬・獣医学部課程	12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可
大学院	5、8、10、13、15万円から選択
法科大学院	15万円を選択した場合に限り、4万円または7万円の増額可

子育て支援

この時期受験生や親が目標準校への合格とともに心配するものが、高額な入学金や授業料などの経済的負担。そこで、心強い味方となるのが奨学金制度だ。国、県、市の制度があるが、保護者の方々にわかりやすい制度にすべきだと思いが、伺う。

機関として、検査が無料で受けられる体制を整えております。

防災行政無線や市広報紙また市のホームページに掲載します。今後、国・県の奨学金も併せて幅広い周知に努めてまいります。